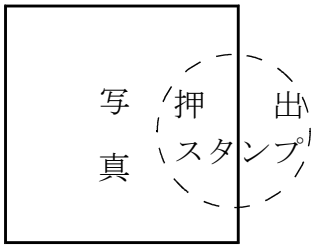
（表面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の２７第２項において準用する同法第１２条の２第７項の規定による

身　　分　　証　　明　　書

職名及び氏名



年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 12 条の２　（略）

２～５　（略）

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

７　前項第１号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８　第６項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 43 条の３の 27　（略）

２　第 12 条の２第２項から第５項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第６項から第８項までの規定はこの項において準用する同条第５項の検査について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第 43 条の３の 27 第１項」と、同条第３項から第５項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四　第 12 条の２第６項（第 22 条の６第２項、第 43 条の２第２項、第 43 条の３の 27 第２項、第 43 条の 25 第２項、第 50 条の３第２項、第 51 条の 23 第２項及び第 57 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者